

1. システムの目的

アルケマグループの内部通報システムを利用することによって、グループの従業員およびその他のグループの利害関係者(下記第2条に説明)は、アルケマグループに関連するコンプライアンス違反を報告することができます。このシステムは、本手順に準拠するものであり、誠実な慣行の維持に寄与するとともに、本システムによって当グループのコンプライアンスおよび企業倫理プログラムが強化されます。

この内部通報システムは、報告を行うチャネルであり、従来の内部通報チャネル(経営陣、スタッフ代表者、人事部など)と外部通報チャネルを補完するものです。したがって、このシステムの使用はいかなる場合も必須ではありません。

2. システムの適用範囲

アルケマグループの内部通報システムは、以下の者が利用できます。

- グループ従業員、ならびにグループ企業内の元従業員および求職者
- 株主、パートナー、およびグループ企業の総会における議決権保有者
- グループ企業の事務管理、運営、監督機関のメンバー
- 外部および一時的なグループスタッフ(出向社員、インターン、代理人、代表者など)
- グループ企業の請負業者およびその下請業者(法人、その従業員、ならびにその事務管理、運営または監督機関のメンバーに関係する場合を含む)

内部通報システムは、以下に関連する事実を報告するために使用することができます。

- アルケマの行動および倫理規範、アルケマの腐敗防止ポリシー、またはアルケマのサプライヤー向け行動規範に反する行為や状況の存在
- 刑事犯罪
- 違法行為
- (i) フランスまたは報告書に関連するグループ企業の国によって正式に批准または承認された国際公約、または (ii) そのような公約に基づいて行われる国際機関の一方的な措置、(iii) 欧州連合の法律、および (iv) 法律または規制への違反または違反の隠蔽の試み、および
- 公益への脅威または危害

例としては、汚職、影響力の乱用、詐欺、直接的または間接的な差別、モラルハラスメントやセクシャルハラスメント、競争法違反、人権と基本的自由への重大な違反、人の健康と安全、または環境への重大な危害などがあります。

形式や媒体を問わず、(i) 国家防衛上の秘密事項、(ii) 医療上の秘密、(iii) 司法審議の秘密、(iv) 司法審問の秘密、または (v) 弁護士・依頼者間の秘匿特権の対象となる、事実、情報、または文書は、このシステムの適用範囲から除外されます。

この内部通報システムを通じて報告することを希望する者は、以下に従わなければなりません。

- 誠意をもって行動する。
- 直接的な金銭的補償を期待することなく行動する。

また、報告書に含まれる情報が職業活動の枠組み外で得られた場合、通報者は明らかにされた事実を個人的に知っている必要があります。逆に、報告書に含まれる情報を職業活動の文脈で取得した場合、明らかになった事実を個人的に知っている必要はありません。

このシステムを介して受領した報告を効果的に処理できるように、アルケマグループは、報告を行う人に自分の身元を明らかにするように促します。

なお、匿名で報告した人は、その後その身元が知れた場合、内部通報者に与えられる保護の恩恵を受けられません。

内部通報システムの乱用、すなわち、悪意で、または他者に危害を加える意図で本システムを使用した場合は、通報者に対し懲戒処分が科されたり、法的手続きが行われたりする可能性がありますので、特に注意してください。意図的な虚偽の陳述は、適用法に従い、禁固刑および罰金を科せられる刑事犯罪の対象となる場合があります。

逆に、善意で内部通報システムを使用した場合、たとえその事実がその後不正確であることが判明したり、何らかの措置を講じるに至らなかったとしても、通報者が懲戒処分の対象になることはありません。

3. 内部通報者の保護

内部通報者は、本手順の規定に従って報告を行ったことに対して、アルケマグループからいかなる報復も受けることはありません。アルケマグループの従業員によるそのような報復行為や脅迫は、懲戒処分の対象となります。

適用法に従って、ファシリテーター¹、内部通報者と関係のある個人、内部通報者が支配する法人、内部通報者が勤務する法人、または内部通報者と職業レベルで関係のある個人も、該当する場合、報復行為または報復の脅威に対するこの保護の恩恵を受けられます。

内部通報者を特定する可能性のあるいかなる項目も、内部通報者の同意がある場合を除き、司法当局に(報告書の対象者を含め)開示することはできません。

¹ 内部通報者が報告を行うのを手助けた個人または法人

4. システムの使用方法

内部通報を希望する人は誰でも、内部通報システム専用の以下の安全な電子メールアドレスから通報が可能です。

alert@arkema.com

この報告の受領者は、アルケマグループが指定する照会先である、内部通報委員会のメンバーです。

報告書には、事実の詳細と、報告を実証できると考えられる文書を含める必要があります。

報告を行った人は、内部通報委員会が報告書を受領後、7営業日以内に通知を受け取りません。

5. レポートの処理

効率的に処理できるよう、このシステムで受信した報告の処理は、ARKEMA FRANCEのレベルで一元管理します。ただし、報告に関係する企業がそれを処理する手段とリソースを持っている場合はこの限りではありません。報告の機密性や利益相反のリスクが正当化される場合にも、一元管理処理が推奨されます。

必要に応じて、内部通報委員会の第三者が、当該委員会と合意の上、報告の処理に関与することがあります。

内部通報委員会または報告の処理に関与する第三者は、従業員または他の人にインタビューを行い、実施された調査の枠組みで有用と考えられる文書の支援または伝達を要請することができます。

通報対象者が特定される可能性のある項目は、開示することはできません。ただし、司法当局に開示する場合、また一回限りで報告書の事実が真実であることを証明する場合を除きます。

内部通報委員会による報告の受領から3か月を超えない合理的な期間内に、通報者は、匿名で報告が行われた場合を除き、申し立ての正確性を評価するために企図または講じられた措置、および該当する場合は報告された問題を是正するために講じられた措置について通知を受けます。

報告の処理の終了時に、報告を行った人が分かっている場合は、報告を行った人に講じた措置について知らせます。

6. データ保護

内部通報システムの枠組み内で、ARKEMA FRANCE、または場合により、グループ企業のいずれかが、データ管理者として、個人データの処理およびかかるデータの自由な移動についての自然人の保護に関する2016年4月27日付規則(EU)2016/679をはじめとする、個人データに関する適用規制に従って、個人データを収集および処理します。

この内部通報システムの枠組み内での個人データの処理およびデータ主体の権利の行使に関する情報は、以下から入手可能です。

- アルケマの従業員については、MyCareerでアクセス可能な、従業員向け個人データに関するお知らせ
- アルケマの非従業員については、インターネットウェブサイト (<http://https://www.arkema.com/global/fr/privacy-policy/>) でアクセス可能な、プライバシーポリシー

7. 報告の処理の終了

報告された事実が明らかに内部通報システムの範囲外である場合、当該報告に関するデータは遅滞なく破棄されます。

報告によって何らかの措置または対策が講じられない場合(特に、申し立てられた事実が十分に深刻ではない場合など)、報告を行った人および通報対象者が特定される可能性のあるファイルの各項目は、すべての検証業務の終了日から2か月以内に破棄されます。報告を行った人は、この終了日について遅滞なく通知されます。

通報対象者または内部通報システムを悪用した者に懲戒手続または法的手続が開始された場合、これらの者が特定される可能性のあるファイルの各項目は、当該手続が終了するまで保持されます。

8. 機密性の保証

なお、この内部通報システムの枠組み内では、内部通報者についてあらゆる対策が講じられており、(i) 内部通報者の周辺の関係者、(ii) つまり、ファシリテーター、内部通報者が支配する法人、または内部通報者が勤務する法人、または内部通報者に職業レベルで関係する者、(iii) 報告された事実、および (iv) 通報対象者に関する秘密保持を徹底していますのでご承知おきください。

これらの対策は、アルケマグループに代わって報告の処理に関与する可能性のある外部の第三者にも講じられます。

内部通報委員会のメンバー、および報告の処理に関与する可能性のある同委員会の第三者は、内部通報システムの枠組み内で収集・処理されるデータの機密性を保持することに個別におよび契約により合意しています。

報告を受けた者が機密情報を漏らすことは刑事犯罪であり、禁固刑および罰金が科せられます。